

議事日程(第3号)

平成28年12月9日 午前9時00分開議

日程第1 各常任委員会付託議案審査結果報告

1) 総務常任委員会付託議案(10件)

議案第78号 木城地域ふれあい館の設置及び管理に関する条例の制定について

議案第81号 木城町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定について

議案第83号 木城町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第84号 木城町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第85号 平成28年度木城町一般会計補正予算(第6号)

議案第86号 平成28年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)

議案第87号 平成28年度木城町介護保険特別会計補正予算(第4号)

議案第88号 平成28年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)

議案第89号 木城地域ふれあい館の指定管理者の指定について

議案第92号 高鍋・新富・木城介護認定審査会共同設置規約の変更について

2) 産業文教常任委員会付託議案(5件)

議案第79号 木城町農業委員会の農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について

議案第80号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第82号 木城町文化財保護条例の一部を改正する条例の制定について

議案第85号 平成28年度木城町一般会計補正予算(第6号)

議案第90号 土地改良事業の施行について

日程第2 議案第91号 教育委員会委員の任命について

日程第3 委員会の閉会中の継続審査

1) 総務常任委員会付託陳情

陳情第7号 「年金削減法案の廃案を求める意見書」の採択を求める陳情

陳情第8号 介護保険の給付縮小・負担増を中止し、充実を求める意見書提出の陳情

陳情第9号 国民健康保険制度の改革にあたり、国庫負担割合の引き上げを求める意見書提出の陳情

陳情第10号 後期高齢者医療制度の保険料軽減特別措置の継続を求める意見書提出の陳情

日程第4 発議第2号 新田原飛行場に係る騒音区域等縮小（案）に反対する意見書（案）

日程第5 議員派遣の件

日程第6 各常任委員会委員長・議会運営委員会委員長・議会広報編集特別委員会委員長報告

日程第7 各委員会の閉会中の調査

本日の会議に付した事件

日程第1 各常任委員会付託議案審査結果報告

1) 総務常任委員会付託議案（10件）

議案第78号 木城地域ふれあい館の設置及び管理に関する条例の制定について

議案第81号 木城町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定について

議案第83号 木城町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第84号 木城町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第85号 平成28年度木城町一般会計補正予算（第6号）

議案第86号 平成28年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

議案第87号 平成28年度木城町介護保険特別会計補正予算（第4号）

議案第88号 平成28年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

議案第89号 木城地域ふれあい館の指定管理者の指定について

議案第92号 高鍋・新富・木城介護認定審査会共同設置規約の変更について

2) 産業文教常任委員会付託議案（5件）

議案第79号 木城町農業委員会の農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定

める条例の制定について

議案第80号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第82号 木城町文化財保護条例の一部を改正する条例の制定について

議案第85号 平成28年度木城町一般会計補正予算（第6号）

議案第90号 土地改良事業の施行について

日程第2 議案第91号 教育委員会委員の任命について

日程第3 委員会の閉会中の継続審査

1) 総務常任委員会付託陳情

陳情第7号 「年金削減法案の廃案を求める意見書」の採択を求める陳情

陳情第8号 介護保険の給付縮小・負担増を中止し、充実を求める意見書提出の陳情

陳情第9号 国民健康保険制度の改革にあたり、国庫負担割合の引き上げを求める意見書提出の陳情

陳情第10号 後期高齢者医療制度の保険料軽減特別措置の継続を求める意見書提出の陳情

追加日程第1 特別委員会の設置及び付託

日程第4 発議第2号 新田原飛行場に係る騒音区域等縮小（案）に反対する意見書（案）

日程第5 議員派遣の件

日程第6 各常任委員会委員長・議会運営委員会委員長・議会広報編集特別委員会委員長報告

日程第7 各委員会の閉会中の調査

出席議員（10名）

1番 眞鍋 博君	2番 神田 直人君
3番 中武 良雄君	5番 黒木 泰三君
6番 堀田 廣幸君	7番 淵上 三月君
8番 原 博君	9番 山田 秋吉君
10番 内田 重則君	11番 後藤 和実君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 渕上 達也君 議事調査係長 廣瀬 孝一君
書 記 文田 恵子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	半渡 英俊君	副町長	横田 学君
教育長	中竹 聖子君	総務課長	中村 宏規君
財政課長	石井 雄二君	会計管理者	津江 邦彦君
まちづくり推進課長	吉岡 信明君	環境整備課長	河野 浩俊君
教育課長	中井 諒二君	税務課長	西田 誠司君
福祉保健課長	小野 浩司君	町民課長	萩原 一也君
産業振興課長	押川 道彦君	代表監査委員	桑原 正憲君

午前8時57分開議

○事務局長（渕上 達也君） 皆様、おはようございます。

議会の開会に先立ち、ご案内いたします。携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにされるか、電源をお切りくださるようお願いいたします。いま一度ご確認ください。

それでは皆様、ご起立ください。一同、礼。おはようございます。ご着席ください。

○議長（後藤 和実） おはようございます。定刻になりました。ただいまの出席議員は10名です。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、日程の追加がありましたので、12月8日に開催いたしました議会運営委員会で協議の上、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1. 各常任委員会付託議案審査結果報告

○議長（後藤 和実） 日程第1、各常任委員会付託議案審査結果報告を行います。

まず、総務常任委員会付託議案10件、議案第78号木城地域ふれあい館の設置及び管理に関する条例の制定について、議案第81号木城町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定について、議案第83号木城町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第84号木城町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介

護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第85号平成28年度木城町一般会計補正予算（第6号）関係部分、議案第86号平成28年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、議案第87号平成28年度木城町介護保険特別会計補正予算（第4号）、議案第88号平成28年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）、議案第89号木城地域ふれあい館の指定管理者の指定について、議案第92号高鍋・新富・木城介護認定審査会共同設置規約の変更について、以上10件について、総務常任委員会の審査結果報告を登壇の上求めます。委員長、堀田廣幸君。

○総務常任委員会委員長（堀田 廣幸君） 平成28年度第8回木城町議会定例会において、総務常任委員会に審査付託されました事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告を行います。

審査期日は、12月6日から12月7日までの2日間、総務常任委員会室において、委員5名の全委員が出席し、町長部局の課長以下、関係職員の出席を求め、議案の説明を受け、慎重に審査を行いました。

まず、議案第78号木城地域ふれあい館の設置及び管理に関する条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第81号木城町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第83号木城町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第84号木城町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第85号平成28年度木城町一般会計補正予算（第6号）関係部分、原案可決です。

次に、議案第86号平成28年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、原案可決です。

次に、議案第87号平成28年度木城町介護保険特別会計補正予算（第4号）、原案可決です。

次に、議案第88号平成28年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）、原案可決です。

次に、議案第89号木城地域ふれあい館の指定管理者の指定について、原案可決です。

次に、議案第92号、高鍋・新富・木城介護認定審査会共同設置規約の変更について、原案可決です。

以上で、総務常任委員会付託議案の審査結果報告を終わります。

○議長（後藤 和実） 以上で、総務常任委員長の報告は終わりました。

次に、産業文教常任委員会付託議案5件、議案第79号木城町農業委員会の農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について、議案第80号特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第82号木城町文化財保護条例の一部を改正する条例の制定について、議案第85号平成28年度木城町一般会計補正予算（第6号）関係部分、議案第90号土地改良事業の施行について、以上5件について、産業文教常任委員会の審査結果報告を登壇の上求めます。委員長、淵上三月君。

○産業文教常任委員会委員長（淵上 三月君） 産業文教常任委員会に付託されました事件は5件でございます。審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第76号の規定により報告いたします。

審査期日は12月6日から7日の2日間、産業文教常任委員会室において、委員5名の全委員が出席し、関係職員の出席を求め、議案の説明を受け、慎重に審査を行いました。

初めに、議案第79号木城町農業委員会の農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第80号特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第82号木城町文化財保護条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第85号平成28年度木城町一般会計補正予算（第6号）関係部分、原案可決です。

次に、議案第90号土地改良事業の施行について、原案可決です。

以上で、産業文教常任委員会付託議案の審査結果報告を終わります。

○議長（後藤 和実） 以上で、産業文教常任委員長の報告は終わりました。

ただいまより1議案ごとに質疑を行います。

まず、議案第78号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 質疑なしと認めます。

次に、議案第79号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 質疑なしと認めます。

次に、議案第80号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 質疑なしと認めます。

次に、議案第 8 1 号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 質疑なしと認めます。

次に、議案第 8 2 号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 質疑なしと認めます。

次に、議案第 8 3 号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 質疑なしと認めます。

次に、議案第 8 4 号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 質疑なしと認めます。

次に、議案第 8 5 号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 質疑なしと認めます。

次に、議案第 8 6 号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 質疑なしと認めます。

次に、議案第 8 7 号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 質疑なしと認めます。

次に、議案第 8 8 号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 質疑なしと認めます。

次に、議案第 8 9 号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 質疑なしと認めます。

次に、議案第 9 0 号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 質疑なしと認めます。

次に、議案第 9 2 号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 質疑なしと認めます。

以上で、各常任委員会付託議案に対する質疑を終わります。

ただいまより委員会付託議案の14議案について、議案番号順に従い、討論、採決を行います。

なお、採決は、起立によることといたします。

まず、議案第78号木城地域ふれあい館の設置及び管理に関する条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 和実） 賛成多数。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第79号木城町農業委員会の農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について、本案に対する産業文教常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 和実） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第80号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する産業文教常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（後藤 和実） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 8 1 号木城町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤 和実） 賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤 和実） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（後藤 和実） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 8 2 号木城町文化財保護条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する産業文教常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤 和実） 賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤 和実） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（後藤 和実） 賛成多数。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 8 3 号木城町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤 和実） 賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤 和実） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（後藤 和実） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 8 4 号木城町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 和実） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 8 5 号平成 2 8 年度木城町一般会計補正予算（第 6 号）、本案に対する総務常任委員長、産業文教常任委員長の報告はともに原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は、両委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 和実） 賛成全員。よって、本案は両委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 8 6 号平成 2 8 年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 和実） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第87号平成28年度木城町介護保険特別会計補正予算（第4号）、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 和実） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第88号平成28年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 和実） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第89号木城地域ふれあい館の指定管理者の指定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 和実） 賛成全員。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第90号土地改良事業の施行について、本案に対する産業文教常任委員長の報告は

原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 和実） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第92号高鍋・新富・木城介護認定審査会共同設置規約の変更について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 和実） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第2 議案第91号

○議長（後藤 和実） 日程第2、議案第91号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

本案に対する質疑は終了しておりますので、ただいまより討論、採決を行います。なお、採決は起立によることといたします。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 和実） 賛成全員。よって、本案は同意することに決定いたしました。

日程第3. 委員会の閉会中の継続審査

○議長（後藤 和実） 日程第3、委員会の閉会中の継続審査を議題といたします。

まず、総務常任委員長から委員会において審査中の陳情第7号年金削減法案の廃案を求める意見書の採択を求める陳情について、木城町議会会議規則第74条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） ご異議なしと認めます。よって、陳情第7号は委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、総務常任委員長から陳情第8号介護保険の給付縮小・負担増を中止し、充実を求める意見書の提出の陳情について、木城町議会会議規則第74条の規定によってお手元に配付しました申出書のとおり継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） ご異議なしと認めます。よって、陳情第8号は委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、総務常任委員長から陳情第9号国民健康保険制度の改革にあたり、国庫負担割合の引き上げを求める意見書提出の陳情について、木城町議会会議規則第74条の規定によってお手元に配付しました申出書のとおり継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） ご異議なしと認めます。よって、陳情第9号は委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、総務常任委員長から陳情第10号後期高齢者医療制度の保険料軽減特別措置の継続を求める意見書提出の陳情について、木城町議会会議規則第74条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） ご異議なしと認めます。よって陳情第10号は委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

○議員（8番 原 博君） 議長。

○議長（後藤 和実） 8番、原君。

○議員（8番 原 博君） 動議を提出します。

新田原基地飛行場に係る騒音区域等の縮小（案）については、本町の町政においても少なからず影響を及ぼすものと考えられます。新田原基地に係る件についての詳細については、4人で構成する新田原基地対策特別委員会を設置し、これに付託して調査することを望みます。（「賛成」と呼ぶ者あり）

追加日程第1. 特別委員会の設置及び付託

○議長（後藤 和実） ただいま、8番、原博君から4人の議員で構成する新田原基地対策特別委員会を設置する動議が提出されました。

この動議は、1人以上の賛成者がありますので、成立しました。

新田原基地対策特別委員会を設置する動議を追加日程第1として、日程順序を変更し、直ちに議題とすることについて採決します。この採決は起立によって行います。

この動議を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とする方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 和実） 起立全員です。したがって、この動議を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることは可決になりました。

ここでしばらく休憩といたします。

午前9時31分休憩

.....
午前9時33分再開

○議長（後藤 和実） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

追加日程第1、特別委員会の設置及び付託を議題といたします。

お諮りいたします。木城町議会委員会条例第5条の規定によって、新田原基地に関する事項については、4人の議員で構成する新田原基地対策特別委員会を設置し、これに付託して調査することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） ご異議なしと認めます。したがって、新田原基地に関する事項については、4人の委員で構成する新田原基地対策特別委員会を設置し、これに付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました新田原基地対策特別委員会の委員の選任については、木城町議会委員会条例第6条第4項の規定により、眞鍋博君、黒木泰三君、内田重則君、山田秋吉君の4名を指名いたします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） ご異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました諸君を新田原基地対策特別委員に選任することに決定いたしました。

ここで、木城町議会委員会条例第7条の規定により、新田原基地対策特別委員会において、委員長及び副委員長を互選していただきますので、ここで暫時休憩といたします。

午前9時35分休憩

午前9時36分再開

○議長（後藤 和実） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

新田原基地対策特別委員会において、委員長及び副委員長が互選されましたので、その結果を報告いたします。委員長に内田重則君、副委員長に黒木泰三君が互選されました。

日程第4. 発議第2号

○議長（後藤 和実） 日程第4、発議第2号、意見書の提出、新田原飛行場に係る騒音区域等縮小（案）に反対する意見書（案）が原博君ほか9名から提出されております。提出されました発議第2号については、あらかじめお手元に配付しておりますので、朗読は省略し、提出者8番、原博君の趣旨説明を登壇の上求めます。8番、原博君。

○議員（8番 原 博君） 発議第2号新田原飛行場に係る騒音区域等縮小（案）に対する意見書（案）の提案理由の説明を行います。

本町においては、昭和32年に新富町に新田原基地が開設されて以来、騒音や墜落事故のおそれの問題を抱えながらも、新田原基地周辺の2市3町とともに、国の防衛自体が国家国民を守るということを理解し、新田原基地の安定かつ円滑な運用と、地域振興に向けて共存・共生に努めてきました。

しかし、今回の騒音区域等を縮小する見直し案は地域住民の安心した生活を脅かすおそれがあり、町政を進めていく上でも支障を来しかねない案であり、到底容認できないものとなっています。今回の騒音区域等縮小（案）の撤回を強く要望するため、木城町議会として意見書を提出す

るものであります。

○議長（後藤 和実） 提出者の趣旨説明が終わりました。

ただいまから、発議第2号に対する質疑、討論、採決を行います。発議第2号新田原飛行場に
係る騒音区域等縮小（案）に対する意見書（案）を議題といたします。

発議第2号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 質疑なしと認めます。

これより発議第2号に対する討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 討論がありませんので、採決に入ります。

お諮りいたします。発議第2号新田原飛行場に係る騒音区域等縮小（案）に対する意見書
（案）は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5. 議員派遣の件

○議長（後藤 和実） 日程第5、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件については、会議規則第127条の規定により別紙のとおり
派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） ご異議なしと認めます。なお、ただいま議決しました議員派遣の件で、後
日、変更等があった場合は議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） ご異議なしと認めます。よって、後日変更があった場合は、議長に一任す
ることに決定いたしました。

日程第6. 各常任委員長・議会運営委員会委員長・議会広報編集特別委員会委員長報告

○議長（後藤 和実） 日程第6、各常任委員会委員長・議会運営委員会委員長・議会広報編集特
別委員会委員長報告を行います。

これから登壇の上、各委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員長、堀田廣幸君。

○総務常任委員会委員長（堀田 廣幸君） 総務常任委員会は、11月20日から3日間、所管事務調査を行っておりますが、報告につきましては、次回の定例会にすることにいたしております。ほかはありません。

○議長（後藤 和実） 次に、産業文教常任委員長、渕上三月君。

○産業文教常任委員会委員長（渕上 三月君） 産業文教常任委員会からご報告することはございません。

以上です。

○議長（後藤 和実） 次に、議会運営委員長、原博君。

○議会運営委員会委員長（原 博君） 議会運営委員会として特別報告することはありません。

○議長（後藤 和実） 次に、議会広報編集特別委員長、山田秋吉君。

○議会広報編集特別委員長（山田 秋吉） 議会広報編集特別委員会から報告いたします。議会だより「きじょう」の編集作業及び取材のため、本日から1月の16日にかけて計6回の委員会を開催します。

また、紙面づくりにあたり、議会の内容等わかりやすく町民の皆様に興味を持っていただけるよう、作成に努めてまいりますので、皆様のご協力をいただきますよう、よろしくお願ひします。

以上で報告を終わります。

○議長（後藤 和実） 以上で、各委員長の報告が終わりました。

日程第7. 各委員会の閉会中の調査

○議長（後藤 和実） 日程第7、各委員会の閉会中の調査を議題といたします。

会議規則第74条の規定により、議会運営委員会から議会の運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、議長の諮問に関する事項及び次期定例会、臨時会に関わる事項について、各常任委員長から所管事務の調査について、議会広報編集特別委員長から議会広報の編集、調査等に関することについて、新田原基地対策特別委員長から、基地対策に関することについて、閉会中の調査の申し出があります。

お諮りいたします。議会運営委員長、各常任委員長、議会広報編集特別委員長、新田原基地対策特別委員長から申し出のとおり、閉会中の調査を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員長、各常任委員長、議会広報編集特別委員長、新田原基地対策特別委員長から申し出のとおり、閉会中の調査を認めることに決定いたしました。

○議長（後藤 和実） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。去る12月1日に開会されて以来、本日まで9日間にわたり、慎重にご審議いただき、また執行部におかれましても、特段のご協力をいただき、予定会期内に終了できましたことを厚くお礼申し上げます。

これで、平成28年第8回木城町議会定例会を閉会いたします。

ここで町長から発言を求められていますので、これを許します。町長。

○町長（半渡 英俊君） 一言お礼を申し上げたいと思います。9日間にわたりました第8回木城町議会定例会における議案のご審議、まことにありがとうございます。

今議会上程の15議案につきましては、全て原案のとおり可決並びに同意をいただきました。厚くお礼を申し上げたいと思います。一般質問の中では、建設的なご意見、ご提言もいただいたところであります。今後の町政、政策に生かしていきたいと考えております。また、委員会審議におきましても、ご意見、ご指摘をいただいております。しっかりと受けとめ、これからの町政運営執行に当たり、十分心して努めてまいりたいと思います。どうか議員各位のご理解を賜り、ご協力とご支援をよろしくお願い申し上げます。

本年もいよいよ残り少なくなってまいりました。年末年始に向けた準備が始まり、何かと慌ただしくなりますし、寒さも一段と厳しくなってまいります。議員各位初め、皆様方には十分健康にご留意をいただきまして、年末年始をお過ごしいただきたいと思います。

それから、新田原飛行場に係る今回の騒音区域の見直し問題につきましてではありますが、現在、2市3町一体となって、九州防衛局長に対しまして、強く抗議活動を行っているところであります。今後でありますけれども、年内にも防衛省及び防衛大臣に対しまして、撤回を求めて抗議活動を行っていく予定であります。

次に、当面の諸行事につきましては、お手元に配付をしてあります。喫緊には1月1日、木城町成人式をリバリスでとり行います。ご出席を賜りまして、新成人に激励と応援をしていただければ、思い出深い心に残る成人式になるものと思っております。

なお、1月4日から仕事始めとなります。年始早々、多くの行事が予定されていますので、議員各位におかれましては、お繰り合わせの上、ご出席していただきますようお願い申し上げます。お礼と当面する行事への参加お願いいたします。

改めまして、12月定例議会、ありがとうございます。

○議長（後藤 和実） 議員の皆様は、控室のほうにお願いいたします。

○事務局長（淵上 達也君） 皆様、ご起立ください。一同、礼。ご苦労さまでした。

午前9時47分閉会
